

PAL

連合会だより



秋田竿燈まつり(秋田県秋田市)

PALひろば
“共済”南北
今回は
秋田県

主要項目

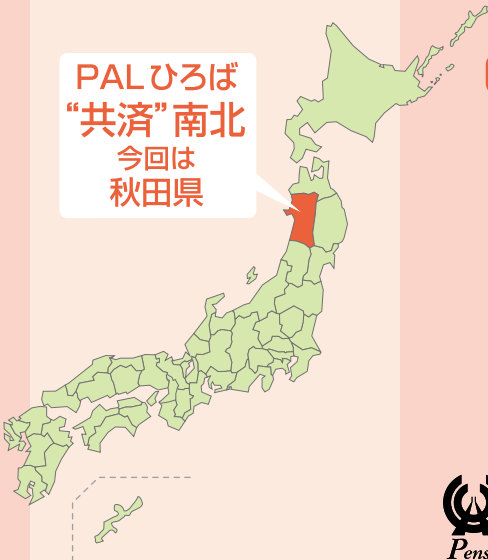
平成28年度 地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

平成29年度第3四半期長期給付積立金の管理及び
運用実績状況

スチュワードシップ活動の報告について

平成30年度における地方公務員共済組合の事業運営について

平成30年度の年金額改定について



地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials



連合会だより

2018

No. 201

March

CONTENTS

主要項目

- 3 平成28年度 地方公務員共済組合の
長期給付事業の概況
総務部企画課
- 9 平成29年度第3四半期長期給付積立金の
管理及び運用実績状況
資金運用部企画管理課
- 19 スチュワードシップ活動の報告について
資金運用部企画管理課
- 27 平成30年度における地方公務員共済組合の
事業運営について
総務省自治行政局公務員部福利課
- 34 平成30年度の年金額改定について
厚生労働省年金局年金課

宿泊施設の
紹介

- 38 ふきみ会館
警察共済組合秋田県支部

PALひろば
“共済”南北
160

- 39 んだ!んだ!秋田さ け!
(そう!そう!秋田へ来てください!)
警察共済組合秋田県支部

- 37 厚生年金制度等の日誌
厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

- 37 業務等の状況
会議開催状況/会議開催予定

- 37 人事異動

主要項目

平成28年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

【総務部企画課】

※数値は、「平成28年度 地方公務員共済組合等事業年報」に基づく。

1. 組合員数等

平成28年度末の組合員の総数は2,840,007人で(<表1-1>参照)、前年度に比べて6,766人増加(対前年度比0.24%増)しました。
また、標準報酬の月額総額は1兆1,845億円、前年度に比べて61億円増加(同0.52%増)し、標準期末手当等の総額は4兆5,083億円で、前年度に比べて1,459億円増加(同3.3%増)しました。
なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は<表1-2>に示すとおりです。

<表1-1> 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額(長期適用)

(単位:人、千円)

	組合員数					標準報酬の月額の総額	標準期末手当等の総額
	男	女	計	平成27年度末計	対前年度増減		
地方職員	196,982	113,135	310,117	307,694	2,423	131,735,514	489,203,459
(団体共済部)	6,708	6,096	12,804	11,503	1,301	5,091,450	18,014,028
公立学校	460,218	483,547	943,765	944,309	▲544	402,192,494	1,611,263,326
警察	258,939	37,208	296,147	294,887	1,260	136,536,982	465,392,181
東京都	73,152	48,185	121,337	120,598	739	53,776,498	205,514,610
市町村連合会	729,049	439,592	1,168,641	1,165,753	2,888	460,234,130	1,736,883,719
合計	1,718,340	1,121,667	2,840,007	2,833,241	6,766	1,184,475,618	4,508,257,295

(注1:団体共済部は、地方職員の内数です。(以下、本稿において同じ。))

(注2:端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。(以下、本稿において同じ。))

<表1-2> 組合員種類別の組合員数及び構成割合

(単位:人、%)

	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,328,886	1,089,049	2,417,935	85.1
地方公共団体の長である組合員	1,757	28	1,785	0.1
特定消防組合員	147,576	4,001	151,577	5.3
長期組合員	6,768	6,098	12,866	0.5
特定消防長期組合員	—	—	—	—
船員一般組合員	1,817	14	1,831	0.1
継続長期組合員	970	56	1,026	0.0
特定警察組合員	230,566	22,421	252,987	8.9
特例継続組合員	—	—	—	—
合計	1,718,340	1,121,667	2,840,007	100.0

2. 長期給付に係る経理等の収支状況

平成28年度末の各組合(連合会)の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、<表2-1>に示すとおり、収入総額8兆2,848億円、支出総額8兆5,825億円で、その収支差は▲2,977億円となります。

この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は17兆9,817億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-2>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆9,101億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

主要項目

平成28年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

<表2-1> 厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		平成 28 年度決算
収 入	負担金	2,708,283,396
	組合員保険料	1,600,019,148
	厚生年金交付金	3,392,831,171
	基礎年金交付金	127,956,946
	財政調整拠出金受入金	54,351,333
	利息及び配当金	1,205,211
	信託の運用益	396,233,244
	その他	3,960,793
合 計	8,284,841,241	
支 出	年金給付額	3,910,058,619
	厚生年金拠出金	3,207,191,890
	基礎年金拠出金	1,454,439,577
	財政調整拠出金	—
	信託の運用損	4,123,641
	その他	6,705,881
	合 計	8,582,519,610
収 支 差		▲ 297,678,368
積 立 金	組合勘定	8,657,501,401
	連合会勘定	9,324,240,281
	合 計	17,981,741,682

(注1:「厚生年金拠出金(負担金)」・「厚生年金交付金(支払金)」・「基礎年金拠出金(負担金)」・「基礎年金交付金(支払金)」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。(＜表2-2＞において同じ。))

(注2:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」及び「組合払込金返還金」を含みません。(＜表2-2＞において同じ。)
なお、それぞれの額は、「組合払込金」が98億円、「連合会払込金」が88億円及び「組合払込金返還金」が10億円となっています。)

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

組合名	項 目	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員		917,443,490	960,710,037	▲ 43,266,547	199,028,719
(団体共済部)		31,052,240	31,952,684	▲ 900,444	80,892,455
公立学校		2,900,855,888	3,061,118,707	▲ 160,262,819	2,056,726,680
警 察		803,107,260	771,496,689	31,610,571	1,236,135,270
東京都		383,512,994	398,671,497	▲ 15,158,502	259,765,768
市町村連合会		3,060,734,440	3,222,816,947	▲ 162,082,507	4,905,844,964
地共済連合会		219,187,169	167,705,733	51,481,436	9,324,240,281
合 計		8,284,841,241	8,582,519,610	▲ 297,678,369	17,981,741,682

平成28年度末の各組合(連合会)の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額2,761億円、支出総額23億円で、その収支差は2,738億円となります。

この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は4,110億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-4>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は6,978万円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		平成 28 年度決算
収 入	負担金	137,304,550
	掛 金	137,289,069
	財政調整拠出金受入金	—
	利息及び配当金	581,279
	信託の運用益	880,104
	その他	30,700
	合 計	276,085,701
支 出	年金給付額	69,775
	財政調整拠出金	—
	信託の運用損	—
	その他	2,212,884
合 計	2,282,659	
収 支 差		273,803,042
積 立 金	組合勘定	391,076,679
	連合会勘定	19,915,966
	合 計	410,992,645

(注:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含みません。(＜表2-4＞において同じ。)
なお、それぞれの額は、「組合払込金」が137億円、「連合会払込金」が137億円となっています。)

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

組合名	項目	収入①	支出②	差引①-②	年度末積立金
地方職員		30,887,887	154,689	30,733,198	43,543,612
(団体共済部)		1,166,960	12,104	1,154,856	1,538,854
公立学校		94,008,336	624,342	93,383,994	133,524,668
警察		31,418,670	171,144	31,247,526	44,483,104
東京都		12,676,060	200,030	12,476,030	17,821,495
市町村連合会		107,062,679	897,634	106,165,045	151,703,800
地共済連合会		32,070	234,820	▲202,750	19,915,966
合計		276,085,701	2,282,659	273,803,042	410,992,645

平成28年度末の各組合(連合会)の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額4,567億円、支出総額6,506億円で、その収支差は▲1,939億円となります。

この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は18兆8,004億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-6>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は4,906億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区分		平成28年度決算
収入	負担金	53,065,863
	利息及び配当金	14,356,418
	信託の運用益	387,371,135
	その他	1,858,608
	合計	456,652,024
支出	年金給付額	490,629,168
	信託の運用損	2,912,490
	その他	157,029,138
	合計	650,570,796
収支差		▲193,918,772
積立金	組合勘定	9,034,485,522
	連合会勘定	9,765,954,287
	合計	18,800,439,809

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

組合名	項目	収入①	支出②	差引①-②	年度末積立金
地方職員		11,361,039	59,846,608	▲48,485,569	176,682,916
(団体共済部)		1,139,589	1,816,685	▲677,096	85,560,043
公立学校		66,400,975	170,624,835	▲104,223,861	2,404,228,991
警察		42,882,892	45,042,270	▲2,159,378	1,232,027,346
東京都		6,730,944	25,193,780	▲18,462,836	244,871,059
市町村連合会		146,479,619	194,265,429	▲47,785,810	4,976,675,210
地共済連合会		182,796,555	155,597,873	27,198,682	9,765,954,287
合計		456,652,024	650,570,796	▲193,918,772	18,800,439,809

主要項目

平成28年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

区 分		支給件数 (平成28年度決算)	支給額 (平成28年度決算)
老 齢 給 付	厚生年金保険給付	1,117,252	185,878,465
	老齢厚生年金	1,056,122	174,629,421
	65歳以上	645,943	121,529,249
	65歳未満	409,901	53,069,037
	繰上げ支給	278	31,135
	障害厚生年金	5,444	1,202,065
	障害手当金	6	11,999
	遺族厚生年金	55,672	10,026,322
	脱退一時金	8	8,658
退 職 給 付	退職等年金給付	24,687	69,776
	退職年金	21,711	6,093
	終 身	12,609	2,885
	有期(240月)	6,024	1,892
	有期(120月)	3,078	1,316
	有期退職年金一時金	909	23,688
	整理退職一時金	7	147
	遺族に対する一時金	2,060	39,848
	公務障害年金	—	—
	公務遺族年金	—	—
	退職共済年金	13,538,898	2,943,352,007
	既裁定	12,571,461	2,909,006,299
	65歳以上	9,756,241	2,357,685,975
	65歳未満	2,562,768	495,627,905
	繰上げ支給	252,452	55,692,419
	職 域	967,398	34,337,707
	65歳以上	619,067	21,981,418
	65歳未満	348,054	12,350,826
	繰上げ支給	277	5,463
	追加費用	39	8,001
	65歳以上	39	8,001
	65歳未満	—	—
	繰上げ支給	—	—
退職年金	1,014,852	375,390,436	
減額退職年金	80,374	20,163,169	
通算退職年金	52,966	5,852,957	
退職一時金	—	—	
脱退一時金	14	73,151	
返還一時金	7	9,240	
障 害 給 付	障害共済年金	164,348	28,492,287
	既裁定	161,442	28,377,702
	公務等	4,126	1,477,073
	公務外	157,316	26,900,629
	職 域	2,906	114,585
	公務等	7	1,871
	公務外	2,899	112,714
	追加費用	—	—
	障害年金	26,673	8,100,167
	公務上	1,053	544,358
	公務外	25,620	7,555,808
障害一時金	21	50,205	
遺 族 給 付	遺族共済年金	3,670,750	766,918,348
	既裁定	3,433,123	740,747,029
	公務等	11,044	2,033,630
	公務外	3,422,079	738,713,399
	職 域	145,780	2,962,766
	公務等	3	81
	公務外	145,777	2,962,685
	追加費用	91,847	23,208,553
	遺族年金	326,013	66,175,590
	公務上	8,385	2,054,855
	公務外	317,628	64,120,735
	通算遺族年金	4,510	228,229
	特例死亡一時金	—	▲ 2,776
死亡一時金	2	523	
短期在留脱退一時金	6	5,791	
合 計	20,021,373	4,400,757,563	

主要項目

平成28年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

3. 受給権者数及び年金額

平成28年度末の受給権者(在職停止、若年停止、供給調整等により年金額の全部が停止されている者も含まず)は、総数3,375,728人(対前年度比7.1%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員390,896人(同5.7%増)、公立学校1,127,879人(同6.8%増)、警察275,994人(同12.3%増)、東京都172,596人(同7.1%増)、市町村連合会1,408,363人(同6.8%増)で、年金種類別受給権者数、構成割合は<表3-1>のとおりです。

<表3-1> 組合別年金種類別受給権者数

(単位:人、%)

区 分	地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合
		(団体共済部)						
厚生年金保険給付	29,584	1,832	88,175	31,134	14,200	132,359	295,452	8.8
老齢厚生年金	27,187	1,669	83,066	29,293	13,172	122,318	275,036	8.1
65歳以上	19,983	1,133	55,069	14,895	9,013	85,206	184,166	5.5
65歳未満	7,201	536	27,985	14,361	4,159	37,100	90,806	2.7
繰上げ支給	3	—	12	37	—	12	64	0.0
障害厚生年金	200	14	742	242	80	584	1,848	0.1
障害手当金	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族厚生年金	2,197	149	4,367	1,599	948	9,457	18,568	0.6
脱退一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
退職等年金給付	1,020	107	2,395	51	189	2,526	6,181	0.2
退職年金	1,020	107	2,395	51	189	2,526	6,181	0.2
終 身	495	46	1,355	30	97	1,433	3,410	0.1
10年以上	89	17	36	—	2	76	203	0.0
10年未満	584	63	1,391	30	99	1,509	3,613	0.1
小 計	211	8	283	8	30	816	1,348	0.0
有期(240月)	32	1	7	—	—	42	81	0.0
10年以上	243	9	290	8	30	858	1,429	0.0
10年未満	166	8	699	13	60	151	1,089	0.0
小 計	27	10	15	—	—	8	50	0.0
有期(120月)	193	35	714	13	60	159	1,139	0.0
有期退職年金一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
整理退職一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族に対する一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
公務障害年金	—	—	—	—	—	—	—	—
公務遺族年金	—	—	—	—	—	—	—	—
退職共済年金	239,372	11,809	702,040	164,926	116,925	936,280	2,159,543	64.0
既裁定	213,917	10,332	623,332	139,241	104,554	821,455	1,902,499	56.4
65歳以上	158,504	5,633	446,673	94,012	78,731	556,578	1,334,498	39.5
20年以上	21,414	2,768	43,562	10,229	9,572	103,734	188,511	5.6
20年未満	3,504	75	18,566	2,573	729	16,252	41,624	1.2
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	183,422	8,476	508,801	106,814	89,032	676,564	1,564,633	46.3
65歳未満	24,293	1,040	94,289	28,936	12,297	117,008	276,823	8.2
20年以上	6,202	816	20,240	3,464	3,225	27,874	61,005	1.8
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	30,495	1,856	114,531	32,427	15,522	144,891	337,866	10.0
職 域	25,443	1,477	78,706	25,685	12,370	114,825	257,029	7.6
65歳以上	16,230	654	45,951	12,872	7,089	68,914	151,056	4.5
20年以上	3,113	391	7,976	1,754	1,769	14,012	28,624	0.8
20年未満	3	—	12	37	—	12	64	0.0
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	19,346	1,045	53,939	14,663	8,858	82,938	179,744	5.3
65歳未満	4,865	257	19,985	10,184	2,734	25,626	63,394	1.9
20年以上	1,232	175	4,782	838	778	6,261	13,891	0.4
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	6,097	432	24,767	11,022	3,512	31,887	77,285	2.3
追加費用	12	—	2	—	1	—	15	0.0
65歳以上	10	—	1	—	—	—	11	0.0
20年以上	2	—	1	—	1	—	4	0.0
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	12	—	2	—	1	—	15	0.0
65歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—
20年以上	—	—	—	—	—	—	—	—
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
障害共済年金	5,074	275	17,191	4,009	1,902	19,219	47,395	1.4
既裁定	4,885	265	16,486	3,779	1,823	18,664	45,637	1.4
公務等	85	5	249	205	28	306	873	0.0
公務外	4,800	260	16,237	3,574	1,795	18,358	44,764	1.3
職 域	189	10	705	230	79	555	1,758	0.1
公務等	1	—	3	5	—	5	14	0.0
公務外	188	10	702	225	79	550	1,744	0.1
追加費用	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族共済年金	88,126	3,045	205,243	58,641	30,984	244,157	627,151	18.6
既裁定	78,202	2,747	181,469	51,882	27,380	215,828	554,761	16.4
公務等	181	1	318	375	53	871	1,798	0.1
公務外	78,021	2,746	181,151	51,507	27,327	214,957	552,963	16.4
職 域	6,084	225	14,099	4,207	2,283	18,968	45,641	1.4
公務等	—	—	—	2	—	1	3	0.0
公務外	6,084	225	14,099	4,205	2,283	18,967	45,638	1.4
追加費用	3,840	73	9,675	2,552	1,321	9,361	26,749	0.8
共済年金計	332,572	15,129	924,474	227,576	149,811	1,199,656	2,834,089	84.0
退職年金	16,098	174	84,464	11,050	4,823	39,641	156,076	4.6
減額退職年金	1,598	51	5,755	357	353	4,733	12,796	0.4
通算退職年金	512	133	1,307	89	285	5,691	7,884	0.2
障害年金	589	13	2,666	224	194	2,010	5,683	0.2
公務上	26	—	73	35	7	77	218	0.0
公務外	563	13	2,593	189	187	1,933	5,465	0.2
遺族年金	8,797	130	18,574	5,507	2,727	21,228	56,833	1.7
公務上	235	2	324	338	59	556	1,512	0.0
公務外	8,562	128	18,250	5,169	2,668	20,672	55,321	1.6
通算遺族年金	126	61	69	6	14	519	734	0.0
旧年金計	27,720	562	112,835	17,233	8,396	73,822	240,006	7.1
合 計	390,896	17,630	1,127,879	275,994	172,596	1,408,363	3,375,728	100.0

(注:在職停止、若年停止、供給調整等により年金額の全部が停止されている者も含まず。)

主要項目
平成28年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

平成29年度第3四半期積立金の 管理及び運用実績状況

【資金運用部企画管理課】

ご紹介

平成29年度第3四半期における連合会の積立金の管理及び運用実績状況と地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「平成29年度」「各四半期 管理及び運用実績の状況」をご覧ください。<http://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html> 数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります)。

なお、年金積立金は長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断する必要があります。また、収益は、第3四半期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにもご留意ください。

主要項目

平成29年度第3四半期積立金の管理及び運用実績状況

<平成29年度第3四半期運用実績(概要:連合会)>

○厚生年金保険給付調整積立金(連合会)

運用利回り +3.98% ※収益率(時価)
(第3四半期) (+1.11% ※実現収益率(簿価))

運用収益額 +4,418億円 ※総合収益額(時価)
(第3四半期) (+1,052億円 ※実現収益額(簿価))

運用資産残高 11兆5,393億円 ※時価
(第3四半期末)

○経過的長期給付調整積立金(連合会)

運用利回り +3.92% ※収益率(時価)
(第3四半期) (+1.21% ※実現収益率(簿価))

運用収益額 +4,570億円 ※総合収益額(時価)
(第3四半期) (+1,201億円 ※実現収益額(簿価))

運用資産残高 12兆850億円 ※時価
(第3四半期末)

○退職等年金給付調整積立金(連合会)

運用利回り +0.09% ※実現収益率(簿価)
(第3四半期)

運用収益額 +0.23億円 ※実現収益額(簿価)
(第3四半期)

運用資産残高 268億円 ※簿価
(第3四半期末)

(注)連合会(厚生、経過)については、特に記載のない場合は、収益率(時価)は時間加重収益率のことをいいます。(以下、同様)

<平成29年度第3四半期運用実績(概要:地共済全体)>

○厚生年金保険給付積立金(地共済)

運用利回り +3.73% ※収益率(時価)
(第3四半期) (+1.03% ※実現収益率(簿価))

運用収益額 +7,894億円 ※総合収益額(時価)
(第3四半期) (+1,880億円 ※実現収益額(簿価))

運用資産残高 21兆7,275億円 ※時価
(第3四半期末)

○経過的長期給付積立金(地共済)

運用利回り +3.74% ※収益率(時価)
(第3四半期) (+1.17% ※実現収益率(簿価))

運用収益額 +8,232億円 ※総合収益額(時価)
(第3四半期) (+2,187億円 ※実現収益額(簿価))

運用資産残高 22兆6,388億円 ※時価
(第3四半期末)

○退職等年金給付積立金(地共済)

運用利回り +0.14% ※実現収益率(簿価)
(第3四半期)

運用収益額 +8億円 ※実現収益額(簿価)
(第3四半期)

運用資産残高 6,123億円 ※簿価
(第3四半期末)

(注)地共済(厚生、経過)については、特に記載のない場合は、収益率(時価)は修正総合収益率のことをいいます。(以下、同様)

○平成29年度市場環境(第3四半期)

【各市場の動き(平成29年10月～平成29年12月)】

国内債券：10年国債利回りはやや低下(債券価格は上昇)しました。海外金利に連動して上昇・低下する局面がありましたが、日銀の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策によって利回りは低位で推移しました。

国内株式：国内株式は大きく上昇しました。米株上昇や、解散総選挙で与党が圧勝したことや好調な企業業績発表等を受け、日経平均株価はバブル崩壊後の高値を超えて上昇しました。その後、円高の進行等で一時的に調整する場面もありましたが、総じて堅調に推移しました。

外国債券：米国10年国債利回りはやや上昇(債券価格は下落)しました。10月にFRBの追加利上げ観測の高まり等から利回りは上昇しました。その後は、次期FRB議長にパウエル理事が指名され、現行金融政策が維持されるとの見方が優勢となったことや、米税制改革法案が議会を通過するなど強弱材料が交錯し、一進一退で推移しました。

ドイツ10年国債利回りはやや低下(債券価格は上昇)しました。10月にドラギECB総裁が金融緩和環境の継続に言及したことて金利は低下しましたが、12月にドイツ財務省の2018年国債発行計画が国債増発懸念に繋がり、利回りは上昇しました。

外国株式：米国株式は上昇しました。決算発表を受けた業績拡大期待や、税制改革進展に対する期待感が支援材料となりました。高値警戒感から伸び悩む局面もありましたが、好調な年末商戦や、税制改革法案の成立を受け上昇しました。

ドイツ株式は上昇しました。10月にドラギECB総裁の金融緩和環境継続への言及を受け、ユーロ安が進行し、株価上昇に繋がりました。その後は、ECBの金融正常化観測を背景としたユーロ高が重石となり、株価は下落に転じました。

外国為替：ドル/円は、ほぼ横ばいとなりました。10月にFRBの追加利上げ観測の高まり、米税制改革への期待などを受けた米金利上昇により上昇(円安)しました。その後、次期FRB議長にパウエル理事が指名され、現行の金融政策継続観測が広がり、米金利上昇の一服を受け円高が進みました。その後は一進一退での推移となりました。ユーロ/円は、12月中旬まで133円を軸に推移していましたが、12月後半にドイツ金利上昇を背景として、上昇(ユーロ高)しました。

○ベンチマーク収益率

		平成29年10月～平成29年12月
国内債券	NOMURA-BPI 総合	0.33%
国内株式	TOPIX (配当込み)	8.69%
外国債券	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	1.29%
外国株式	MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)	5.69%

○参考指標

			H 29年9月末	H 29年10月末	H 29年11月末	H 29年12月末
国内債券	(10年国債利回り)	(%)	0.07	0.07	0.04	0.05
国内株式	(TOPIX 配当なし)	(ポイント)	1674.75	1765.96	1792.08	1817.56
	(日経平均株価)	(円)	20356.28	22011.61	22724.96	22764.94
外国債券	(米国10年国債利回り)	(%)	2.33	2.38	2.41	2.41
	(ドイツ10年国債利回り)	(%)	0.46	0.36	0.37	0.43
外国株式	(NYダウ)	(ドル)	22405.09	23377.24	24272.35	24719.22
	(ドイツDAX)	(ポイント)	12828.86	13229.57	13023.98	12917.64
外国為替	(ドル/円)	(円)	112.54	113.59	111.91	112.61
	(ユーロ/円)	(円)	133.04	132.34	133.40	135.20

1. 連合会の状況

(1) 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

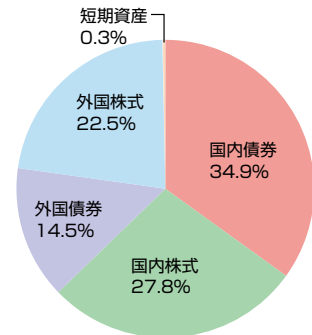
ア 資産の構成割合

平成29年度第3四半期末の積立金の資産構成割合は以下のとおりです。全ての資産が基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲内に収まっています。

(単位:%)

	平成28年度 年度末	平成29年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	39.9	37.7	36.4	34.9
国内株式	26.4	27.4	26.9	27.8
外国債券	12.5	13.3	14.4	14.5
外国株式	21.1	21.5	22.1	22.5
短期資産	0.1	0.1	0.2	0.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

(注4) オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は0.4%(上限5%)です。

(注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

イ 運用利回り

平成29年度第3四半期の収益率(時価)は、内外株式市場の上昇等により3.98%となりました。

なお、実現収益率(簿価)は、1.11%です。

資産別の収益率(時価)については、国内債券は0.30%、国内株式は9.13%、外国債券は1.31%、外国株式は5.59%となりました。

※1 時間加重収益率

運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流出入の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

※2 実現収益率

運用成果を測定する尺度の一つです。売買損益及び利息・配当金収入等の実現収益額を元本(簿価)平均残高で除した元本(簿価)ベースの比率です。

ウ 運用収入の額

平成29年度第3四半期の総合収益額(時価)は、4,418億円となりました。なお、実現収益額(簿価)は、1,052億円です。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は119億円、国内株式は2,719億円、外国債券は210億円、外国株式は1,371億円となりました。

※3 総合収益額

実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味することにより、時価に基づく収益把握を行ったものです。

(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

エ 資産の額

平成29年度第3四半期末の運用資産額(時価総額)は、1兆5,393億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度								
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	39,310	40,725	1,414	39,118	40,441	1,323	38,925	40,325	1,400
国内株式	23,461	29,564	6,103	22,819	29,879	7,060	23,145	32,099	8,953
外国債券	14,083	14,334	251	15,467	15,970	503	16,105	16,680	574
外国株式	16,462	23,233	6,771	16,703	24,542	7,839	16,894	25,913	9,019
短期資産	109	109	0	210	210	0	377	377	0
合計	93,424	107,964	14,540	94,317	111,042	16,725	95,447	115,393	19,947

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

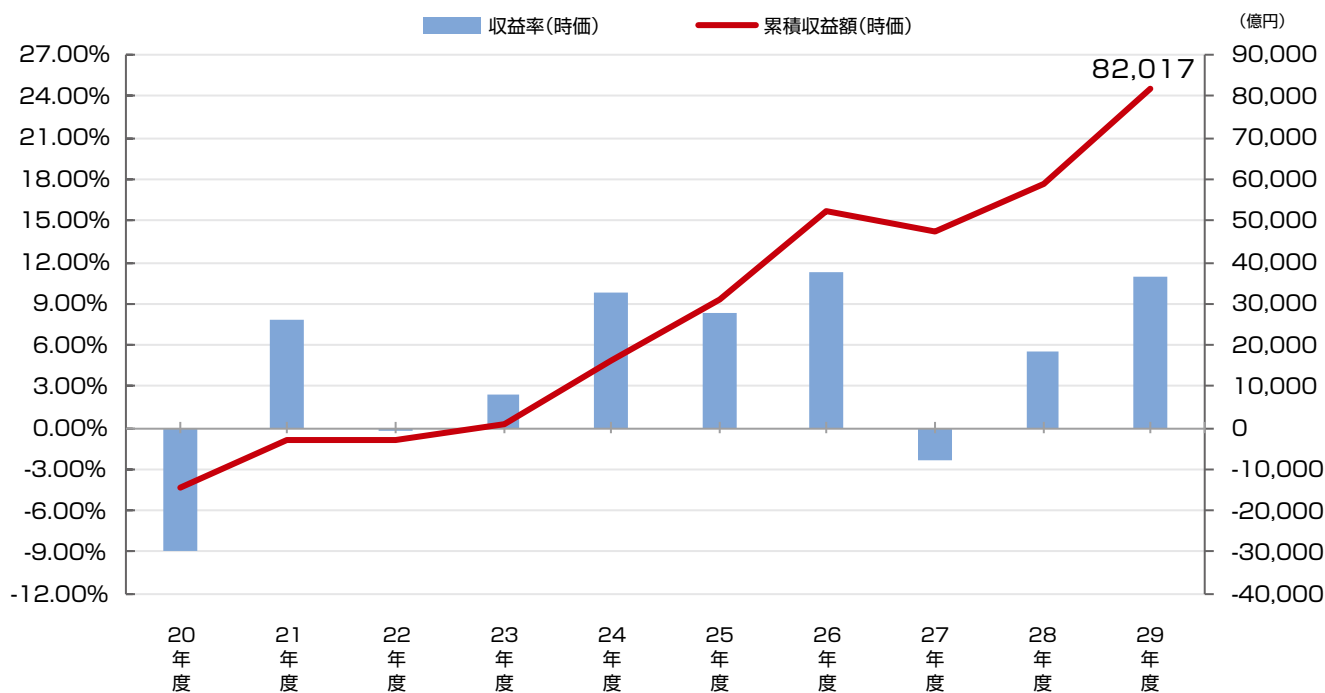
(注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

オ 運用実績の推移

過去10年の収益率と累積収益額は、以下のとおりです。

過去10年の収益率と累積収益額(平成20年度～平成29年度第3四半期)



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度4-12月	直近10年間(H20～29年度第3四半期)
総合収益額(時価)	-14,274	11,491	-276	3,908	15,549	14,718	21,435	-5,156	11,367	23,254	82,017
収益率(時価)	-8.92%	7.95%	-0.18%	2.53%	9.80%	8.44%	11.35%	-2.27%	5.60%	10.96%	8.85%

(注1)平成26年度以前は、長期給付積立金です。

(注2)平成20年度から平成27年度の収益率(時価)は修正総合収益率です。

(注3)平成27年度の運用利回りは、上半期(長期給付積立金)及び下半期(厚生年金保険給付調整積立金)の運用利回りによる推計値です。

また、運用収益の額は、上半期(長期給付積立金)及び下半期(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金)の合算です。

(注4)平成28年度以降の運用利回りは、厚生年金保険給付調整積立金における運用利回りです。

また、運用収益の額は、3経理(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金)合算の運用収益の額です。

(2) 経過的長期給付調整積立金の運用状況

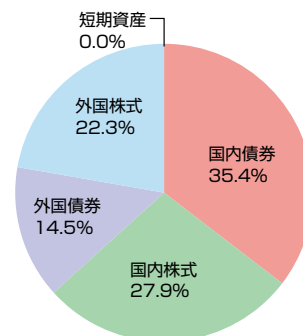
ア 資産の構成割合

平成29年度第3四半期末の積立金の資産構成割合は以下のとおりです。全ての資産が基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲内に収まっています。

(単位:%)

	平成28年度 年度末	平成29年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	40.4	38.2	37.1	35.4
国内株式	26.6	27.5	27.0	27.9
外国債券	12.1	13.1	14.1	14.5
外国株式	20.9	21.2	21.8	22.3
短期資産	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

(注4) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

イ 運用利回り

平成29年度第3四半期の収益率(時価)は、内外株式市場の上昇等により3.92%となりました。なお、実現収益率(簿価)は、1.21%です。

資産別の収益率(時価)については、国内債券は0.18%、国内株式は9.11%、外国債券は1.29%、外国株式は5.59%となりました。

ウ 運用収入の額

平成29年度第3四半期の総合収益額(時価)は、4,570億円となりました。なお、実現収益額(簿価)は、1,201億円です。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は76億円、国内株式は2,854億円、外国債券は217億円、外国株式は1,423億円となりました。

エ 資産の額

平成29年度第3四半期末の運用資産額(時価総額)は、12兆850億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度								
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	42,145	43,340	1,195	42,310	43,395	1,085	41,674	42,801	1,127
国内株式	24,644	31,233	6,589	24,008	31,627	7,619	24,174	33,681	9,506
外国債券	14,584	14,880	296	15,899	16,458	558	16,844	17,475	631
外国株式	16,892	24,112	7,220	17,143	25,469	8,326	17,338	26,892	9,554
短期資産	12	12	0	15	15	0	1	1	0
合計	98,276	113,576	15,300	99,375	116,964	17,589	100,031	120,850	20,818

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

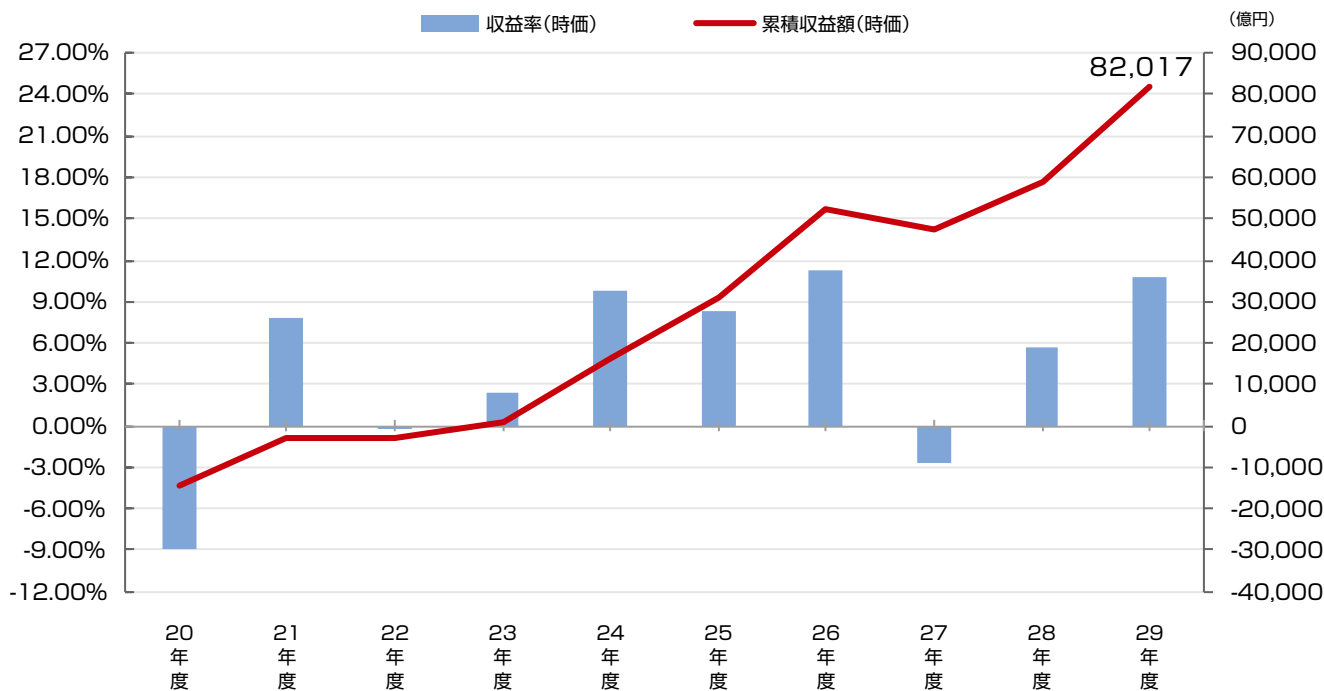
(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

オ 運用実績の推移

過去10年の収益率と累積収益額は、以下のとおりです。

過去10年の収益率と累積収益額(平成20年度～平成29年度第3四半期)



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度4-12月	直近10年間 (H20～29年度第3四半期)
総合収益額(時価)	-14,274	11,491	-276	3,908	15,549	14,718	21,435	-5,156	11,367	23,254	82,017
収益率(時価)	-8.92%	7.95%	-0.18%	2.53%	9.80%	8.44%	11.35%	-2.57%	5.71%	10.81%	8.77%

(注1)平成26年度以前は、長期給付積立金です。

(注2)平成20年度から平成27年度の収益率(時価)は修正総合収益率です。

(注3)平成27年度の運用利回りは、上半期(長期給付積立金)及び下半期(経過的長期給付調整積立金)の運用利回りによる推計値です。

また、運用収益の額は、上半期(長期給付積立金)及び下半期(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金)の合算です。

(注4)平成28年度以降の運用利回りは、経過的長期給付調整積立金における運用利回りです。

また、運用収益の額は、3経理(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金)合算の運用収益の額です。

(3)退職等年金給付調整積立金の運用状況

ア 資産の構成割合

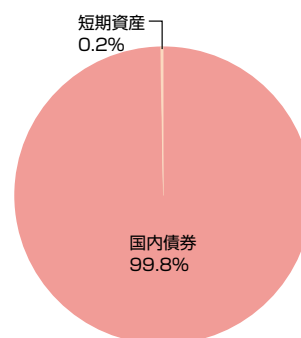
平成29年度第3四半期末の積立金の資産構成割合は以下のとおりです

(単位:%)

	平成28年度 年度末	平成29年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	96.1	99.6	99.8	99.8
短期資産	3.9	0.4	0.2	0.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注1)基本ポートフォリオは、国内債券100%です。
 (注2)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3)各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

第3四半期末 運用資産別の構成割合



イ 運用利回り

平成29年度第3四半期の実現収益率(簿価)は、0.09%となりました。退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

ウ 運用収入の額

平成29年度第3四半期の実現収益額(簿価)は、0.23億円となりました。退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

エ 資産の額

平成29年度第3四半期末の運用資産額(簿価)は、268億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度								
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	198	197	▲2	220	218	▲1	267	267	▲1
短期資産	1	1	0	1	1	0	0	0	0
合計	199	197	▲2	220	219	▲1	268	267	▲1

- (注1)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2)時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。
 (注3)各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

2. 地共済全体の状況

(1) 厚生年金保険給付積立金の運用状況

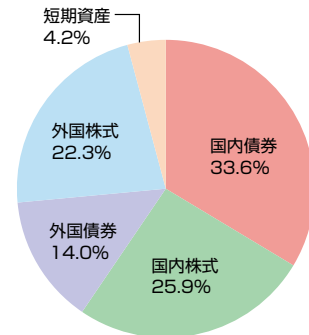
ア 資産の構成割合

平成29年度第3四半期末の積立金の資産構成割合は以下のとおりです。全ての資産が基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲内に収まっています。

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度		
	年度末	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	39.2	37.1	34.6	33.6
国内株式	23.1	24.7	24.3	25.9
外国債券	12.5	13.4	13.8	14.0
外国株式	20.2	21.3	21.5	22.3
短期資産	5.1	3.4	5.8	4.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

(注4) オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は0.2%(上限5%)です。

(注5) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注6) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

イ 運用利回り

平成29年度第3四半期の収益率(時価)は、内外株式市場の上昇等により3.73%となりました。なお、実現収益率(簿価)は、1.03%です。

資産別の収益率(時価)については、国内債券は0.35%、国内株式は8.97%、外国債券は1.31%、外国株式は5.54%となりました。

※4 修正総合収益率

時価ベースで運用成果を測定する尺度の1つです。実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。

(計算式) 修正総合収益率 = (売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) +

評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)) / (元本(簿価)平均残高 + 前期末未収収益 + 前期末評価損益)

ウ 運用収入の額

平成29年度第3四半期の総合収益額(時価)は、7,894億円となりました。なお、実現収益額(簿価)は、1,880億円です。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は253億円、国内株式は4,704億円、外国債券は388億円、外国株式は2,549億円となりました。

エ 資産の額

平成29年度第3四半期末の運用資産額(時価総額)は、21兆7,275億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度								
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	71,703	74,930	3,227	70,590	73,570	2,981	69,942	73,029	3,087
国内株式	39,551	49,831	10,280	39,516	51,612	12,097	40,809	56,245	15,435
外国債券	26,517	27,060	543	28,215	29,226	1,011	29,312	30,459	1,147
外国株式	31,176	43,004	11,828	31,946	45,729	13,783	32,553	48,507	15,954
短期資産	6,953	6,953	0	12,233	12,233	0	9,035	9,035	0
合計	175,900	201,778	25,878	182,498	212,370	29,872	181,651	217,275	35,624

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 経過的長期給付積立金の運用状況

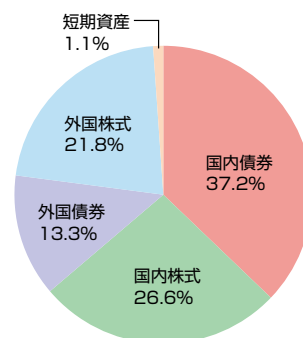
ア 資産の構成割合

平成29年度第3四半期末の積立金の資産構成割合は以下のとおりです。全ての資産が基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲内に収まっています。

(単位:%)

	平成28年度 年度末	平成29年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	42.7	40.6	39.1	37.2
国内株式	24.0	25.3	25.3	26.6
外国債券	11.9	12.6	13.2	13.3
外国株式	19.9	20.7	21.3	21.8
短期資産	1.6	0.9	1.1	1.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

(注4) 不動産・貸付金等については、国内債券に含めています。

(注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

イ 運用利回り

平成29年度第3四半期の収益率(時価)は、内外株式市場の上昇等により3.74%となりました。なお、実現収益率(簿価)は、1.17%です。

資産別の収益率(時価)については、国内債券は0.24%、国内株式は8.94%、外国債券は1.29%、外国株式は5.54%となりました。

ウ 運用収入の額

平成29年度第3四半期の総合収益額(時価)は、8,232億円となりました。なお、実現収益額(簿価)は、2,187億円です。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は203億円、国内株式は5,043億円、外国債券は381億円、外国株式は2,605億円となりました。

エ 資産の額

平成29年度第3四半期末の運用資産額(時価総額)は、22兆6,388億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度								
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	82,898	87,125	4,226	82,122	86,141	4,018	80,117	84,119	4,002
国内株式	42,809	54,231	11,422	42,410	55,802	13,393	43,398	60,250	16,852
外国債券	26,409	27,096	686	27,954	29,108	1,154	28,830	30,114	1,284
外国株式	31,860	44,420	12,560	32,329	46,902	14,573	32,639	49,415	16,776
短期資産	1,832	1,833	0	2,436	2,436	0	2,491	2,491	0
合計	185,810	214,703	28,894	187,250	220,389	33,138	187,475	226,388	38,914

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。

(注3) 不動産・貸付金等については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(3)退職等年金給付積立金の運用状況

ア 資産の構成割合

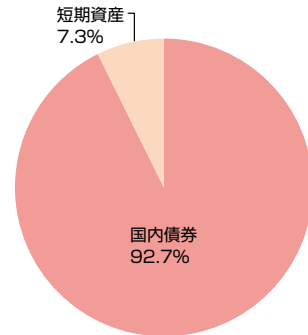
平成29年度第3四半期末の積立金の資産構成割合は以下のとおりです。

(単位:%)

	平成28年度 年度末	平成29年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	94.3	91.7	94.9	92.7
短期資産	5.7	8.3	5.1	7.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注1)基本ポートフォリオは、国内債券100%です。
 (注2)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3)各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4)貸付金等については、国内債券に含めています。
 (注5)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

第3四半期末 運用資産別の構成割合



イ 運用利回り

平成29年度第3四半期の実現収益率(簿価)は、0.14%となりました。退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

ウ 運用収入の額

平成29年度第3四半期の実現収益額(簿価)は、8億円となりました。退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

エ 資産の額

平成29年度第3四半期末の運用資産額(簿価)は、6,123億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度								
	第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	4,330	4,309	▲21	5,115	5,105	▲9	5,674	5,683	9
短期資産	391	391	0	274	274	0	448	448	0
合計	4,721	4,700	▲21	5,388	5,379	▲9	6,123	6,131	9

- (注1)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2)時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。
 (注3)各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4)貸付金等については、国内債券に含めています。
 (注5)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

スチュワードシップ活動の 報告について

【資金運用部企画管理課】

ご紹介

平成29年度の運用受託機関へのモニタリングで確認された、平成28年度における連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「平成29年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。 <http://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance.html>)

1 スチュワードシップ責任とは

機関投資家が投資先の企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図る責任を意味します。スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動としては、エンゲージメント、株主議決権の行使、ESG投資などが挙げられます。

連合会は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えます。

2 運用受託機関とのモニタリング

連合会は、平成29年5月に、国内株式・外国株式の運用受託機関に対して、連合会における平成29年度のスチュワードシップ活動の方向性について説明会を行いました。平成29年8月には、国内株式の運用受託機関23社に対して「スチュワードシップ活動の報告」の様式を、外国株式の運用受託機関16社に対して「外国株式に係るスチュワードシップ活動の報告」の様式を送付したのち、各社の回答を精査した上で、国内株式の運用受託機関のうち18社を対象に、平成29年11月10日～24日の日程で、スチュワードシップ活動に関するヒアリングを実施しました。

平成29年度の運用受託機関へのモニタリングにおける主な着眼点は、以下の通りです。

株主議決権行使

- ✓ 議決権行使ガイドラインに沿った議決権行使が行われているか
- ✓ 個々の議案を精査せず、連合会ガイドラインを機械的に適用した議決権行使が行われていないか
- ✓ 議決権行使を通じ、投資先企業のガバナンスは改善しているか

エンゲージメント(企業との対話)

- ✓ 投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントが行われているか
- ✓ エンゲージメント効果の検証や質の向上など持続的な実施に向けた取り組みが行われているか

3 株主議決権の行使状況(国内株式)

○議決権行使結果

平成28年7月～平成29年6月の期間において、国内株式の運用受託機関全23社を通じて、平成28年4月～平成29年3月に決算を迎えた企業延べ15,636社に対して、株主議決権を行使しました。また、行使議案数は延べ56,079議案でした。

全56,079議案のうち、反対行使は13,403議案(うち株主提案議案は2,478議案)、反対比率は23.9%(前年度比+2.1ポイント)、会社提案への反対比率は20.4%(前年度比+0.8ポイント)でした。

○議決権行使結果(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:平成:28年4月～平成29年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	56,079	100%	42,676	76.1%	13,403	23.9%	21.8%
うち会社提案に関するもの	53,449	95.3%	42,524	79.6%	10,925	20.4%	19.6%
うち株主提案に関するもの	2,630	4.7%	152	5.8%	2,478	94.2%	96.7%
内訳	56,079	100%	42,676	76.1%	13,403	23.9%	21.8%
取締役会・取締役に関する議案	17,172	30.6%	10,155	59.1%	7,017	40.9%	39.7%
監査役会・監査役に関する議案	9,803	17.5%	8,496	86.7%	1,307	13.3%	18.4%
役員報酬等に関する議案	6,594	11.8%	5,583	84.7%	1,011	15.3%	10.8%
剰余金の処分に関する議案	11,203	20.0%	10,679	95.3%	524	4.7%	4.3%
資本構造に関する議案	2,843	5.1%	2,032	71.5%	811	28.5%	33.4%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	898	1.6%	103	11.5%	795	88.5%	63.2%
うち増減資に関するもの	46	0.1%	46	100%	0	0.0%	3.7%
うち第三者割当に関するもの	26	0.0%	21	80.8%	5	19.2%	19.2%
うち自己株式取得に関するもの	5	0.0%	0	0.0%	5	100%	37.3%
事業内容の変更等に関する議案	320	0.6%	299	93.4%	21	6.6%	1.9%
役員職員のインセンティブ向上に関する議案	1,406	2.5%	1,084	77.1%	322	22.9%	26.1%
その他議案	6,738	12.0%	4,348	64.5%	2,390	35.5%	22.1%

*同一プロダクトを採用している経過的長期給付調整積立金においても、議決権行使結果は同様です。

○取締役会・取締役に関する議案

社内取締役の増員に十分な説明がなされていない等の理由から、反対比率は40.9%と高い水準を維持しています。社外取締役が複数名でない等、取締役会の構造に問題のある企業に対する反対行使の方法は運用受託機関毎に分かれました。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・社外取締役が複数名選任されていない取締役会
- ・十分な説明のない社内取締役の増員

○監査役会・監査役に関する議案

監査役減員となった場合は代表取締役の選任に反対する方針に変更した運用受託機関があり、反対比率は低下しました。監査役減員に対する反対行使の方法は運用受託機関毎に分かれました。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・独立性に問題があると判断される社外監査役
- ・十分な説明のない監査役の減員

○役員報酬等に関する議案

社外取締役・監査役への役員賞与支給には反対と行使基準を変更した運用受託機関があり、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・監査等委員である取締役への退職慰労金贈呈
- ・監査役への役員賞与支給

○剰余金の処分に関する議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・株主還元が不十分な企業の剰余金処分

○資本構造に関する議案

株式併合議案の占める割合の増加等を理由に、反対比率は前年度から低下しました。一方、敵対的買収防衛策議案については、運用受託機関において行使基準が見直され、反対比率は88.5%と前年度から大きく上昇しました。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・株主価値向上に資すると判断されない買収防衛策

○事業内容の変更等に関する議案

反対比率は前年度から上昇しましたが、引き続き低い水準となりました。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・株主価値を毀損するおそれのある株式交換
- ・株主価値向上に資すると判断されない合併

○役職員のインセンティブ向上に関する議案

反対比率は前年度から低下しました。なお、業績連動型株式報酬に関する議案については、市場価格を下回る行使価格のストックオプションと判断し反対した運用受託機関と、インセンティブ向上策として有効であると判断し賛成した運用受託機関とで対応が分かれませんでした。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・行使価格が市場価格を下回るストックオプション
- ・付与対象者の適切性に問題のあるストックオプション

○その他議案

株主提案の増加を主な理由として、反対比率は上昇しました。反対行使の主な理由は以下の通りです。

- ・不適切に取締役員数枠を増加する定款変更
- ・取締役会に対する配当決定権限の授権

○報告およびヒアリングを通じて確認された事項

- ✓ 連合会が委託する全ての国内株式ファンドにおいて、連合会の議決権行使ガイドラインが各社のガイドライン等に優先適用されていることを確認しました。
- ✓ 前年度の議決権行使において、連合会ガイドラインの理解が不十分であった運用受託機関については、理解の浸透が図られ、連合会ガイドラインに沿った行使が徹底されていたことを確認しました。敵対的買収防衛策に関する議案については、例外規定に基づく賛成比率が大幅に低下しました。一方、一部運用受託機関においては、連合会ガイドラインの内容が各運用受託機関における基準に十分に落とし込まれていないことが確認されました。(例:連合会の議決権行使ガイドラインでは、3期以上連続して赤字の場合は当該期間に連続して在任していた取締役の再任に原則反対と定められているが、連合会委託口座で保有する銘柄の取締役選任議案について判断する際の基準に3期以上連続赤字に関する条件が含まれていない)
- ✓ 取締役選任や敵対的買収防衛策等に関する議案について、多くの運用受託機関において議決権行使基準の見直し・変更が行われ、企業に対してより高度なコーポレートガバナンスの確立を求めていることが確認されました。
- ✓ 連合会は、「株主義決権行使ガイドライン(国内株式)」を策定し、議決権行使に関する方針を示した上で、個別の議案への対応については運用受託機関が議決権行使を行うこととしています。そのため、運用受託機関毎の判断基準の差異を理由に、同一議案における行使判断が異なる事例もありました。
- ✓ 取締役の選任等における業績基準や、社外取締役の選任等に係る独立性など、運用受託機関に判断を委ねている議案については、各運用受託機関が基準を定め、それに則って行使判断がなされていることを確認しました。

連合会における認識

- ✓ 今年度の議決権行使で、会社提案に対する反対比率が前年度比横ばいとなったことについて、運用受託機関が企業に対してより高度なコーポレートガバナンスの確立を求めている中で、企業のコーポレートガバナンスは連合会のコーポレートガバナンス原則に示す望ましい企業像に近づいた結果であると考えられるものの、依然として20.4%の会社提案に反対しており、さらなる取り組みが求められます。
- ✓ 特に取締役会・取締役に関する議案では、明確かつ合理的な説明なく社内取締役が増員されている等の理由で反対比率が依然として高い水準(40.9%)にあることから、改善の余地が大きいと考えます。
- ✓ 一部運用受託機関においては、連合会ガイドラインの内容が運用受託機関における詳細な議決権行使基準に十分に落とし込まれていないことが確認されたことから、運用受託機関に対して、引き続き、連合会のガイドラインに対する理解の徹底を求めていく必要があると考えます。

○運用受託機関の優れた取り組みと課題

- ✓ 企業に対して主体的に株主総会前のエンゲージメントや議決権行使結果のフィードバックを行うなど、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用している事例が確認されました。特に、反対行使が継続している場合には、エンゲージメントを強化する方針を明示的に掲げている事例を確認しました。一方で、議決権行使結果の個別開示や議決権行使基準の公表を行っているといった理由で、議決権行使結果の能動的なフィードバックを行っていない事例もありました。また、中小型株を中心に、対話に消極的な企業への対応については課題があることを確認しました。
- ✓ 優れた取り組みを実施している運用受託機関では、連合会ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権行使を行っている事例が確認されました。また、機械的な議決権行使を行わないための仕組みを整備している事例も確認されました。一方で、連合会ガイドラインでは、社外取締役を除く取締役の増員については、その理由が明確かつ合理的に説明されない限り、原則として反対すると定めていますが、個別の議案を精査せず、増員となった場合は一律に反対する運用受託機関が見られました。
- ✓ 議決権行使判断に関して、議決権行使に係る意思決定部門から独立した部門あるいは会議体によって組織的に行使案の事前検証、または行使結果の事後検証の少なくとも一方を行っている運用受託機関が太宗を占めることが確認されました。また、連合会委託口座に適用する具体的な行使基準についても、その妥当性を検証している運用受託機関が太宗を占めることが確認されました。

連合会における認識

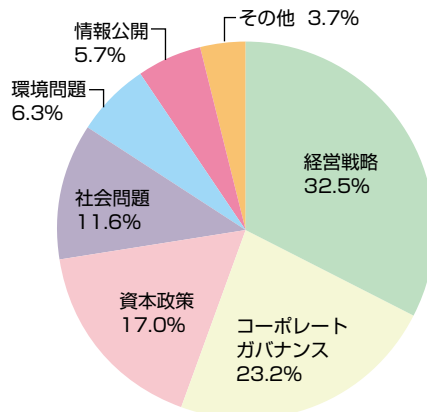
- ✓ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、連合会委託口座における反対行使が継続しており、議決権行使では株主価値増大を実現する上で十分な効果が上がっていない企業に対しては、対話に消極的な企業も含めて、継続的なエンゲージメントにより改善を促すことを期待します。
- ✓ 連合会は、株主議決権行使ガイドライン(国内株式)を示した上で、企業の状況に即した適切な判断を行うため、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委託しています。運用受託機関には、連合会ガイドラインを機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することが望まれます。
- ✓ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを期待します。

4 エンゲージメントの実施状況(国内株式)

○エンゲージメントの主な内容

- ✓ 平成28年度中に国内株式の運用受託機関全23社を通じて実施したエンゲージメントの主な内容は、経営戦略に関する対話が全体の32.5%を占め、次いでコーポレートガバナンスに関する対話が全体の23.2%、資本政策に関する対話が全体の17.0%となりました。エンゲージメント全体のうち26.3%では、企業の経営トップと直接対話をしました。

対話内容別構成比



○報告およびヒアリングを通じて確認された事項

- ✓ 多くのファンドにおけるエンゲージメントについて、以下の事項を確認しました。
 - ・ エンゲージメントを「投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長に向けて実施する、投資先企業との建設的な対話」などと定義していること。
 - 一方、エンゲージメントを「リサーチ活動の一環」と定義する運用受託機関もあることを確認しました。
 - ・ 「企業の持続的成長」や「企業価値向上」を目的にエンゲージメントに取り組んでいること。
 - 一方、「認識の共有」を目的にエンゲージメントを行う運用受託機関や、「エンゲージメントは投資判断のために実施しており、企業の行動を変えることを一義的な目的にしている」とする運用受託機関もあることを確認しました。
 - ・ 企業価値向上のために、「課題を抱えること／持続的成長に貢献できること」を基準にエンゲージメント対象企業を選定していること。
 - ・ 「企業の収益性向上」および「リスク(課題)」の観点からエンゲージメントの対話内容・手法を選定していること。
- ✓ 運用受託機関によって、アクティブ運用とパッシブ運用における社内リソースの切り分けに特徴があることを確認しました。

連合会における認識

- ✓ 連合会は、スチュワードシップ・コードの受入表明で、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としており、ヒアリングを通じて、運用受託機関の取り組みが、概ね連合会の考え方に沿ったものであることを確認できたと考えます。エンゲージメントの定義や取り組みの考え方について、引き続き、連合会の考え方に対するさらなる理解を求めていく必要があると考えます。
- ✓ 各運用受託機関で組織体制に違いはあるものの、パッシブファンドでも、アナリストやスチュワードシップ活動専門担当者を配置し、対象企業の状況の適切な把握に基づくエンゲージメントを行える体制が整備されていると考えます。

○運用受託機関の優れた取り組みと課題

- ✓ 優れた取り組みを実施している運用受託機関では、定量的または定性的なエンゲージメントの目標を設定し、会議体や関連部署でエンゲージメントの効果検証を実施している事例が確認されました。エンゲージメントの効果検証の方法については、対話ステップの進捗度合いによるとの報告が多く見られました。一方、エンゲージメントの効果検証の実施体制が無い運用受託機関や、エンゲージメントの成否の判断を行っていない運用受託機関も見られました。
- ✓ エンゲージメントの〈質〉について、多くの運用受託機関が「投資先企業と持続的成長につながる課題認識を共有できており、その課題の解決に向けて具体的な施策が設定される方向で、進捗が認められること」と捉えていることを確認しました。また、運用受託機関で、エンゲージメントの〈質〉の向上に向けた取り組みが行われていることを確認しました。

連合会における認識

- ✓ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを検証する必要があると考えます。また、エンゲージメントを持続的に行うため、その実効性を確認すべきであると考えます。運用受託機関には、組織的にエンゲージメントの効果検証を実施することを期待します。
- ✓ 連合会は、エンゲージメントの持続的かつ実効的な実施のため、回数や時間等の形式的な側面ではなく、課題認識の共有や課題解決に向けた進捗につながる〈質〉こそが重要であると考えます。エンゲージメントの対象である企業や必要となる対話内容・進捗は様々であることから、運用受託機関には、エンゲージメントの〈質〉の向上に向けた取り組みのさらなる強化を期待します。

5 運用受託機関の課題認識(国内株式)

連合会は、モニタリングの結果、運用受託機関がスチュワードシップ責任を果たす上で以下の課題を認識していることを確認しました。

運用受託機関における課題

- ✓ 体制強化、人員増強、組織・個人の実力アップ
- ✓ エンゲージメントと議決権行使の連携強化によりガバナンス強化と資本効率向上を促すこと
- ✓ 日本版スチュワードシップ・コードで運用受託機関に求められている自己評価の方法の確立
- ✓ 長期志向の投資、対話のアジェンダ設定、その他の実力を備えること
- ✓ アセットオーナー、運用受託機関、投資先企業の三者で、スチュワードシップ活動の効率化を図ること

企業における課題

- ✓ 資本コスト等の十分な経営の知識がない、当事者意識に欠ける
- ✓ エンゲージメント効果を高めるための、企業情報の提供に消極的な企業が少ない
- ✓ 課題を共有できない企業や改善を実施しない企業がある

連合会における認識

- ✓ 連合会は、運用受託機関に対し、引き続き上記の課題に取り組むことにより、実効的なスチュワードシップ活動を行っていくことを期待します。また、企業に対し、連合会のコーポレートガバナンス原則で定める望ましい企業像に近づくとともに、積極的に運用受託機関と対話を行うことを期待します。
- ✓ 連合会は、スチュワードシップ活動の効率化を図るため、地方公務員共済と、運用受託機関からスチュワードシップ活動に関する報告を受ける際に使用する報告様式を共通化するとともに、さらなる効率化に向けた取り組みを検討します。

6 ESG投資について

○ESG投資の取り組み

連合会は年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的です。

連合会では、投資先企業の持続的成長と株主価値向上を通じた投資リターンの向上を図るとともに、環境問題や人権・雇用といった社会的課題を解決するための後押しをすることによって、「被保険者のため、株式価値を長期的に増大させるという受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」の両立を果たすことができると考えます。

連合会では、平成22年にESGファンドへの投資を開始しました。その後、徐々に採用プロダクトや投資金額を増やし、平成29年12月末時点でESGファンドとして委託しているのは国内株式の4プロダクトで、時価総額は計1,158億円(国内株式残高の約2%)となっています。また、既存のアクティブファンドのうち約9割が運用プロセスにおいてESG要素を考慮しているとしており、主に銘柄選択の判断材料の一部として補助的に活用されています。

○ESG投資のアプローチ手法について

連合会で採用しているESGファンドの4プロダクトのうち、3プロダクトはESGインテグレーション、1プロダクトはエンゲージメントとなっています。

ESGインテグレーションとは、投資ユニバースの中からポートフォリオ組み入れ候補となる銘柄を選択する際にESG要素を考慮する運用手法です。また、エンゲージメントとは、投資先企業や事業環境に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」を表します。

連合会で採用している各プロダクトでは、具体的に以下の方法で運用を行っています。

ESGのアプローチ手法はプロダクトにより様々ですが、各プロダクトともESGの要素の把握に努め、銘柄選択において活用していることを運用受託機関へのヒアリング等を通じて確認されており、企業価値が毀損されるリスクの軽減や中長期的に価値が向上すると見込まれる企業への投資を図っています。

分類	運用機関	アプローチ手法
インテグレーション	A社	外部機関を活用し、業種内の相対評価でESG評価の高い銘柄をユニバースとして選定。ファンドマネージャーは、ユニバースの中から株価評価および企業のESGへの取り組みが業績成長に結び付くかという2つの評価軸で銘柄選択を行う。ファンドマネージャーによるESG評価が高い銘柄を中心にポートフォリオを構築する。
	B社	調査対象銘柄のファンダメンタルズ評価およびESG評価をアナリストが実施。ESG評価は、外部ESG評価機関等の第三者情報をベースとする基礎評価と対話等を通じて得た定性情報によるアナリスト評価を組み合わせ、E・S・Gにおける各詳細項目ごとに点数表を作成。ファンドマネージャーは、ファンダメンタルズ評価とESG評価を統合し、ポートフォリオ全体でE・S・G各項目の偏差値がそれぞれ50以上になるように銘柄選定を行う。
	C社	ESG評価と株式価値評価を合わせた独自インデックスを作成し、インデックスに追随するスマートベータ戦略。外部機関を活用し、ESG評価が一定基準以上の企業をインデックス構成銘柄として認定。基本ウェイト(各銘柄均等ウェイト:全体の60%)に、株式価値評価にESG評価の係数を加えたESG調整後株価により算出したウェイト(全体の40%)を加えてウェイト配分を決定。
エンゲージメント	D社	ROIC(投下資本利益率)に着目してクオリティの高い銘柄を抽出の上、競争力向上の余地、対話効果の実現性等を鑑み、銘柄の選定を行い、協調的なエンゲージメントを通じてESGの観点から企業価値向上を目指す。

○ESG投資のパフォーマンスについて

各プロダクトともESG評価だけではなく株価評価モデルを組み合わせる運用しており、その手法も様々であるものの、連合会の多くのプロダクトが政策ベンチマーク(TOPIX配当込み)に対して超過収益を獲得しています。

ESGが超過収益の獲得につながるかどうかについては評価が定まっておらず、ESG評価やエンゲージメントとパフォーマンスの関係分析する手法はプロダクトによって様々です。

各プロダクトによる収益の状況は年度によりまちまちで、投資開始から3年未満と計測期間が短いプロダクトも多いため、ESGの要素が運用成果に対してどのように寄与しているか運用受託機関とともに確認していくことを通じて、ESG投資の有効性・実効性を投資ホライズンに合わせて評価するなど、引き続き取り組みを進めていく方針です。

7 株主議決権の行使状況(外国株式)

○議決権行使結果

外国株式の運用受託機関全16社を通じて、平成28年4月～平成29年3月に決算を迎え、平成28年7月1日以降に株主総会を行った企業延べ7,771社に対して、株主議決権を行使しました。また、行使議案数は延べ55,546議案でした。

全55,546議案のうち、反対行使は5,868議案(うち株主提案議案は1,590議案)、反対比率は10.6%、会社提案への反対比率は8.2%でした。

そのうち、取締役会・取締役に関する議案については11.2%、役員報酬等に関する議案は7.7%、剰余金の処分に関する議案は2.5%に対して反対を行使しました。

○議決権行使結果(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:平成:28年4月～平成29年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対	
		構成比		比率		比率
総計	55,546	100%	49,678	89.4%	5,868	10.6%
うち会社提案に関するもの	52,345	94.2%	48,067	91.8%	4,278	8.2%
うち株主提案に関するもの	3,201	5.8%	1,611	50.3%	1,590	49.7%
内訳	55,546	100%	49,678	89.4%	5,868	10.6%
取締役会・取締役に関する議案	12,924	23.3%	11,475	88.8%	1,449	11.2%
役員報酬等に関する議案	10,112	18.2%	9,330	92.3%	782	7.7%
剰余金の処分に関する議案	2,884	5.2%	2,813	97.5%	71	2.5%
資本構造に関する議案	8,198	14.8%	7,207	87.9%	991	12.1%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	444	0.8%	404	91.0%	40	9.0%
うち増減資に関するもの	2,426	4.4%	2,034	83.8%	392	16.2%
うち第三者割当に関するもの	488	0.9%	482	98.8%	6	1.2%
うち自己株式取得に関するもの	1,759	3.2%	1,697	96.5%	62	3.5%
事業内容の変更等に関する議案	988	1.8%	932	94.3%	56	5.7%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	2,206	4.0%	1,686	76.4%	520	23.6%
その他議案	18,234	32.8%	16,235	89.0%	1,999	11.0%

*同一プロダクトを採用している経過的長期給付調整積立金においても、議決権行使結果は同様です。

*議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、16ヶ国(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チリ、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ)を議決権行使対象国としています。

○報告を通じて確認された事項

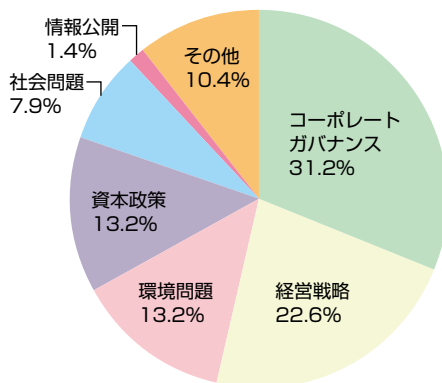
- ✓ 連合会が委託する全ての外国株式ファンドにおいて、連合会の議決権行使ガイドラインが各運用受託機関のガイドライン等に優先適用されていること、議決権行使の対象国について概ね株主議決権が行使されていることを確認しました。
- ✓ 連合会は、国内株式と同様に、「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」を策定し、議決権行使に関する方針を示した上で、個別の議案への対応については運用受託機関が議決権行使を行うこととしています。そのため、運用受託機関毎の判断基準の差異を理由に、同一議案における行使判断が異なる事例もありました。
- ✓ 連合会が委託する国内株式ファンドとは異なり、連合会が委託する全ての外国株式ファンドが、議決権行使助言会社を利用していることが確認されました。この背景としては、コーポレート・ガバナンスの基準は世界の各地域で大きく異なっており、各国の関連する企業の提出議案に対する考え方について専門家のアドバイスを受ける必要があることが考えられます。
- ✓ 国内株式と比べて、外国株式の議決権行使における反対比率が低い理由としては、以下が考えられます。
 - ・ 諸外国においては取締役会において独立性を有する取締役が過半数を占めるケースが多いことなどから、取締役会・取締役に關する議案の反対比率が低いこと。
 - ・ 諸外国においては取締役会において独立性を有する取締役が過半数を占めるケースが多く、敵対的買収防衛策は、株主価値の保護が十分に図られたうえで導入されていると判断されることから、敵対的買収防衛策に関する議案の反対比率が低いこと。

8 エンゲージメントの実施状況(外国株式)

○エンゲージメントの主な内容

- ✓ 平成28年度中に外国株式の運用受託機関全16社のうち、エンゲージメントを実施しない3社を除く13社(うち2ファンドはエンゲージメントを集計していない)を通じて実施したエンゲージメントの主な内容は、コーポレートガバナンスに関する対話が全体の31.2%を占め、次いで経営戦略に関する対話が全体の22.6%、環境問題に関する対話が全体の13.2%となりました。エンゲージメント全体のうち31.7%では、企業の経営トップと直接対話をしました。
- ✓ 国内株式と比べてコーポレートガバナンスや環境問題に関する対話の構成比が高い理由としては、一部の運用受託機関で、ガバナンスを重視する考え方に基づきコーポレートガバナンスに関する対話を多く行う、ESG専門担当者を置く、ESGに強みを持つ外部機関と共同してエンゲージメントを行うなどの取り組みが見られたことが挙げられます。

対話内容別構成比



○報告およびヒアリングを通じて確認された事項

- ✓ 連合会は、エンゲージメントを実施している多くのファンドについて、以下の事項を確認しました。
 - ・ エンゲージメントを「投資先企業の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に向けて実施する、投資先企業との建設的な対話」や、「ESG課題に関する投資先企業との持続的な対話」などと定義していること。
一方、「企業とのコミュニケーション」と定義する運用受託機関もあることを確認しました。
 - ・ 「企業の持続的成長」や「企業価値向上」を目的にエンゲージメントに取り組んでいること。
一方、「課題の共有(気づきの提供)」や「事業見通しを確かなものにする」を目的とする事例もありました。
 - ・ 「課題を抱えること」や「ESGへの取組状況」を基準にエンゲージメント対象企業を選定していること。
 - ・ 「企業の収益性向上」や「リスク(課題)」などの観点からエンゲージメントの対話内容・手法を選定していること。
- ✓ 連合会は、一部のファンドにおいて、エンゲージメントが実施されていないことを確認しました。
- ✓ 連合会は、運用受託機関で、エンゲージメントの<質>向上に向けた取り組みが行われていることを確認しました。

連合会における認識

- ✓ 連合会は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく方針であり、報告を通じて、多くの運用受託機関の取り組みが、概ね連合会の考え方に沿ったものであることを確認できたと考えます。エンゲージメントの定義や取り組みの考え方について、引き続き、連合会の考え方に対するさらなる理解を求めていく必要があると考えます。

平成30年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

【総務省自治行政局公務員部福利課】

ご紹介

平成30年度における地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）の事業運営については、総務省から「平成30年度における地方公務員共済組合の事業運営について」（平成30年1月29日付け総行福第6号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。

以下その内容を掲載します。

平成30年度における貴組合の事業運営については、別紙記載事項に留意の上、適正に執行されるようお願いいたします。

第1 事業運営に関する一般的事項

1 (1) 地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、新規増員は特に必要と認められる場合に限るなど、行政機関の機構及び定員を厳格に管理していること及び地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成29年11月17日総行給第46号、総行女第29号総務副大臣通知）に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいることにかんがみ、共済組合においては、原則として、職員（常時勤務に服することを要する正規職員に限る。）の増員は行わないこと、欠員を生じている場合においても不補充に努めること、引き続き徹底した業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り純減を図ること等により、計画的に適正な定員管理の推進に取り組むこと。

2 (1) 職員の給与及び諸手当（退職手当を含む。）については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表に定める行政職俸給表（二）に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）若しくは地方公務員

法（昭和25年法律第261号）等の各種公務員関係法令又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の各種労働関係法令を遵守の上、国家公務員の勤務条件の取扱い又は共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。

3 (1) 「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることが改革の目指すところとされており、長時間労働の是正によるワーク・ライフ・バランスの改善や単位時間（マンアワー）当たりの労働生産性向上等が今後の取り組みの基本的考え方として示されている。共済組合においても当該計画の趣旨に鑑み、長時間労働の是正や労働生産性の向上に資するように、より一層の事務の改善等に努めること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）において、事業主は、国が行う過労死等の防止のための対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むよう努めることとされていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切な対応に努めること。

(3) 「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）においては、男性の育児休業取得率について、平成32年度末までに、地方公務員における割合を13%と、民間企業における割合を13%とする目標の達成が求められており、女性の登用については、平成32年度末までに、都道府県（市町村）の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%（35%）と、都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合を15%（20%）と、民間企業の係長（課長）相当職に占める女性の割合を25%（15%）とする目標の達成が求められていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

主要項目

平成30年度における
地方公務員共済組合の事業運営について

(4) 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)の工程表において、国全体として、平成32年に、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上とする目標が設定されていることにかんがみ、国におけるテレワークの取組及び共済組合を組織する地方公共団体におけるテレワークの取組を勧奨し、共済組合においては、このことを踏まえ、テレワークの実施に努めること。

(5) 国においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)の改正により、平成28年4月1日から全ての職員を対象にフレックスタイム制が導入されており、地方公共団体については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成27年12月4日総行給第108号、総行公第102号総務副大臣通知)により、フレックスタイム制については、国における取組を踏まえ、各地方公共団体の実情に即し、適切に取り組むよう要請されていることから、共済組合においては、国における取組又は共済組合を組織する地方公共団体の取組を勧奨し、フレックスタイム制の導入に取り組むよう努めること。

(6) 地方公共団体においては、「平成28年の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施について」(「平成28年5月19日総行公第45号総務省自治行政局公務員部長通知」)に基づき、地域の実情に即し、「ゆう活」の実施に取り組むことが求められており、民間企業に対しても、「ゆう活」の普及に係る周知啓発が行われていることにかんがみ、共済組合においては、「ゆう活」の実施ができるよう検討すること。

4 平成28年度から、地方公共団体において人事評価制度が本格的に実施されていることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、公正かつ客観的な人事評価制度に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勧奨し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進するなど、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、事務用品経費及びシステム開発等経費の削減、ICT化によるペーパーレス化、タクシー・ハイヤーの利用の在り方、出張旅費の削減、会議等の在り方については、次のことに留意すること。

- ① 事務用品及びシステム開発等については、地方公務員等共済組合法等関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。
- ② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用とペーパーレス化の効果の関係を十分検討すること。
- ③ タクシー・ハイヤーについては、
 - ア 手荷物等の運搬の場合
 - イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 - ウ 通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合
 - エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合

オ 健康管理上特に必要性が認められた場合等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、

ア 行程等に支障のない限り、バック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。.)の利用を行い、利用後の航空券の半券、バック商品の領収書等を提出させ、管理

イ 日当については、全行程で公用車等を利用するなど日当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による出張の場合又は午前のみ若しくは午後のみのお出張など昼食を要しないことが明らかな場合は、日当の本来支給額の2分の1を支給すること。

⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)において、職場において、LED照明への置換え、低炭素製品への買換え及びクールビズ、ウォームビズ等の低炭素なライフスタイル・ワークスタイルの選択の取組が求められていることを踏まえ、共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転、セクシュアル・ハラスメント及び個人情報漏洩等不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の粛正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持には、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面からの事故防止対策を図ること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いに準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 組合員の個人情報については、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する

研修等を通じて担当職員の育成を行うことにより、引き続き個人情報データの適正な管理を確保すること。

なお、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程については、平成29年5月30日に施行された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

(2) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、内閣サイバーセキュリティセンターが平成28年8月31日に決定した「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえた対策を講ずること。

また、その他共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成27年3月27日総務省地域情報政策室公表)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

(3) Twitter及びFacebook等のいわゆるSNSを利用するに当たっては、地方公務員法第33条、第34条及び第36条等の規定を遵守し、上記(2)掲載のガイドライン、総務省公式SNS(Twitter及びFacebook)運用方針(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)及び「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められていること及び地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画の策定について」(平成28年10月28日消防防災第144号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められていることにかんがみ、共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条の規定に基づき策定された防災基本計画(平成28年5月31日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないか等について確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を

行うことに留意すること。

11 組合員及びその被扶養者並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

12 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度の内容に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

13 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、平成29年1月から、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できるようになったこと等を踏まえ、共済組合がライフプラン関連施策の推進を図る場合には、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の諸事業との協力及び連携に十分留意すること。

14 平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、平成28年1月から順次個人番号の利用が開始されたことから、個人番号を含む特定個人情報の取扱いに留意すること。

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、平成29年7月18日からの試行運用期間を経て、同年11月13日から本格運用が開始されている。年金の分野に関しては、共済組合から地方公共団体に対する情報提供を平成30年3月から、情報照会を平成31年1月から、また、医療の分野に関しては、情報提供及び情報照会を平成30年7月から行うことが可能となるよう準備を進めているところであり、情報照会・提供機関として、円滑な情報連携の開始にあたり、遺漏のないよう細心の注意をもって準備を進めること。

15 平成29年5月に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)」に基づき、平成32年4月1日から一般職の会計年度任用職員制度が創設されることとなったところである。

地方公務員等共済組合法については、任用が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものは「職員」に含まれるものとして適用があるものであり、これらの要件に該当する者については、当該要件に該当するに至った日以後、これらの法令等が適用されることとなる(地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第5号等)。

これらの法令等の適用については、会計年度任用職員であっても変わることはなく、当該要件に該当する会計年度任用職員について、引き続きこれらの法令等を適切に適用していくことが必要であることに留意すること。

第2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握のうえ、健全な事業運営が確保できるよう努めること。
- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画（データヘルス計画）に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。
- 3 ジェネリック医薬品については平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討すると定められていることを踏まえ、当該目標値の達成に向けて、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用割合を高めるための取組の実施に一層努めること。

併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等の医療費増高対策についても引き続き積極的に実施すること。

- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。

特に、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の基礎控除額については、国家公務員共済組合及び健康保険組合における基礎控除額との均衡を勘案し、高額療養費算定における上位所得者区分に倣った所得区分を新たに設け、当該区分の基礎控除額は5万円（合算高額療養費附加金は10万円）とすること。

- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に係る取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号保険局長通知）及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成25年4月24日保発0424第3号保険局長通知）等により示されているところである。

柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していないことから、共済組合において総括票の添付を求めようとする場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないように適切に行うこと。

- 6 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。

第3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）及び「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第97号）が平成27年10月に施行され、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続きについて、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処すること。

- 2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬（給与）記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。

- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。

また、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなどその管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の事実などその現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。

- 4 年金の支給事務に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。

- 5 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報Webサイトを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。

- 6 組合員期間及び標準報酬(給与)情報等の年金個人情報
の取扱いについては、住民基本台帳法(昭和42年法律第
81号)その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏
洩対策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作
成するチェックリストを活用すること。
- 7 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対
するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定
請求書のターンアラウンド方式化など年金受給者等に提出
を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出す
る者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内
容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限
り受給者の便宜に配慮すること。
- 8 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・
文部省・自治省令第一号)第164条の9又は第164条の
10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当
該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合は、
できる限りの手段を講じ、当該組合員等に通知が届くよう
努めること。
- 9 積立金基本指針及び共済組合が定める基本方針等に基
づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を
作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格
付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常
に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情
報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観
点から安全かつ効率的な運用に努めること。

第4 保健事業に関する事項

- 1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんが
み、組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談及び健
康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資す
る事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、
データヘルスの観点から健康・医療情報を活用した組合員
の健康課題の分析や評価等を行い、事業が効果的かつ効率
的に実施されるよう計画を策定し、PDCAサイクルに沿った
事業実施に努めること。
また、人間ドック、ガン検診及び生活習慣病検診等疾病予
防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指
導(以下「特定健診等」という。)の実施と併せて、地方公共
団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努め
ること。
なお、特定健診等の実施に当たっては、地方公共団体が
事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行う
とともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等によ
り実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費
用負担を求めること。
- 2 保健事業については、平成29年10月18日に開催された
「第30回保険者による健診・保健指導等に関する検討会」
等において、保険者の努力を促すためのインセンティブを強
化する制度の導入が決定されたことを踏まえ、短期給付財
政の安定化・健全化という観点からも、特定健診等の実施率
の向上等、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努
めること。
また、過労死等防止対策推進法(平成26年6月27日法律
第100号)では過労死等の防止のための対策を効果的に推
進するよう努めなければならないとされており、近年の過労
死等事案をめぐる深刻な状況を踏まえ、電話による健康相
談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘル
ス相談など、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制
の充実に努めること。
- 3 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿
泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範
囲等について組合員に十分周知すること。
また、組合員のうち、特定の者への利用に偏ることがない
よう助成の在り方について十分留意するとともに、組合員等
に対する交付手続及び組合員等以外の者による不正利用を
防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員証の確
認の徹底その他の方策を検討、実施のうえ、事業の適切な
実施の確保に努めること。

第5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

- 1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(平成27年2月12日厚生労働省告示第23号)を踏まえ、旅館業法(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の関係法令の規定を遵守すること。
- 2 宿泊施設の運営については、経営状況及び組合員のニーズを踏まえ、利用率、必要性及び立地条件等を勘案するとともに、経営実績、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づいて適切な経営計画を定め、業務の委託等、この計画に基づき事業の合理化及び効率化等を推進すること。
- 3 宿泊施設は、組合員の福祉を増進することを目的として設けられ、その利用については、本来、組合員を中心とすべきものであることから、組合員等に対する積極的なPRはもとより、その利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金設定及び職員研修の充実によるサービスの一層の向上により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。
- 4 宿泊施設の運営に当たっては、利用率の向上に資する対策及び利用料金の見直しなどによる収入の増加を図る一方、人件費及び委託費の在り方などを見直すことにより経費を削減し、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保に努めること。
- 5 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。
 - (1) 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。
 - (2) 委託によりサービスの向上やコストの削減といった成果を得られているかについて、委託先から事業報告書及び決算書等を提出させ、十分にチェックすること。
 - (3) 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行ったうえで、適宜見直しを行うこと。
 - (4) 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるとともに、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。
- 6 施設の経営の実態を的確に把握し、経営が困難な施設については、専門的な機関に委託して診断を実施する等その原因の分析及び経営見通しの検討を行い、施設の存廃又は抜本的な経営改善対策について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。
- 7 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。

第6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されている、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意のうえ対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

第7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について所属所長及び共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表)に係る取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年12月8日付け総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであるが、今後、災害救助法(昭和22年法律第118

号)の適用を受けた自然災害は、同ガイドラインの対象となるため、その点に留意の上、遺漏のないよう対応すること。

なお、東日本大震災の影響による債務の整理について定められた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会公表)に係る取扱いについては、「個人債務者の私的整理に関するガイドラインについて」(平成25年1月21日付け総行福第10号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。

- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

第8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によってのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

第9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増嵩が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
 - (1) 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれが少ない方で積算すること。

併せて、退職給与引当金については、平成30年度末において計上すべき退職給与引当金の額から平成29年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。

- (2) 厚生費
健康診断に要する費用のみを計上すること。
- (3) 事務費
事務費については、前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。
- (4) 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえて、所要の経費を計上すること。

平成30年度の年金額改定について

～年金額は昨年度から据え置き～

【厚生労働省年金局年金課】

総務省から、本日(1月26日)、「平成29年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。これを踏まえ、平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなります。

《平成30年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例》

	平成30年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	64,941円
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,277円

※ 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

年金額の改定ルール

年金額の改定については、法律上、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともにスライドなしとすることが規定されています。

平成30年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス(▲0.4%)で物価変動率がプラス(0.5%)となることから、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドなしとされます(マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は繰り越されることとなります(参考2参照))。

参考1：平成30年度の参考指標

- ・物価変動率 ……0.5%
- ・名目手取り賃金変動率*1 …▲0.4%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率*2 …▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率(▲0.2%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(▲0.4%)

$$= \text{物価変動率}(0.5\%) \times \text{実質賃金変動率}(\text{▲}0.7\%) \times \text{可処分所得割合変化率}(\text{▲}0.2\%)$$

(平成29年の値) (平成26～28年度の平均) (平成27年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。したがって、平成30年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。この仕組みは平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.3%)

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率}(0.0\%) \times \text{平均余命の伸び率}(\text{▲}0.3\%)$$

(平成26～28年度の平均) (定率)

■ 参考2：マクロ経済スライドの未調整分について

平成28年に成立した年金改革法により、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組みを導入しました。これは、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準の確保を目的とするものです。この年金額改定ルールの見直しは平成30年4月から施行され、平成30年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分が繰越しの対象となります。

◆ マクロ経済スライドの未調整分の累計(▲0.3%)

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度価格水準で16,900円)に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成28年に成立した年金改革法により、次世代育成支援のため、平成31年4月から国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成31年度分より、平成16年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がります。

実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下のとおりとなります。

	平成30年度	平成31年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度価格水準)	16,900円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,340円 (▲150円) ※ 平成29年度は16,490円	16,410円 (+70円)

在職老齢年金について

平成30年度の在職老齢年金の支給停止調整開始額等については、平成29年度から変更ありません。

	平成29年度	平成30年度
60歳前半(60歳~64歳)の 支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳前半(60歳~64歳)の 支給停止調整変更額	46万円	46万円
60歳後半(65歳~69歳)と 70歳以降の支給停止調整額	46万円	46万円

■ 参考：現行の仕組み

60歳前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、平成29年度の場合でいうと、賃金(賞与込み月収。以下同じ)と年金の合計額が、支給停止調整開始額(28万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額(46万円)を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。

60歳後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(46万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

支給停止調整開始額(28万円)は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整(変更)額(46万円)については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などについては、平成29年の物価変動率(0.5%)に基づき、0.5%の引上げとなります。

			平成29年度 (月額)		平成30年度 (月額)	
①	母子家庭・ 父子家庭 などに対する 給付	児童扶養手当 (いずれも全部 支給の場合)	(第1子) 42,290円 (第2子) 9,990円 (第3子以降) 5,990円	(第1子) 42,500円 (第2子) 10,040円 (第3子以降) 6,020円	(+210円) (+50円) (+30円)	
②	障害者などに 対する給付 ^{※1}	特別障害 給付金	(1級) 51,400円 (2級) 41,120円	(1級) 51,650円 (2級) 41,320円	(+250円) (+200円)	
		特別児童 扶養手当	(1級) 51,450円 (2級) 34,270円	(1級) 51,700円 (2級) 34,430円	(+250円) (+160円)	
		特別障害者手当	26,810円	26,940円	(+130円)	
		障害児福祉手当	14,580円	14,650円	(+70円)	
③	原子爆弾被爆者 に対する給付 ^{※2}	健康管理手当	34,270円	34,430円	(+160円)	

※1 このほか、経過的福祉手当がある。

※2 このほか、医療特別手当、保健手当などがある。

厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
H30.1.17	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第4号)
H30.1.24	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令(政令第8号)
H30.1.31	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第10号)

業務等の状況

会議開催状況

2月19日 第122回役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成30年度事業計画及び予算(案)の大綱(案)について、事務局から説明を行い、2月21日の第124回運営審議会に提出する旨決定されました。

2月21日 第124回運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成30年度事業計画及び予算(案)の大綱(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。

会議開催予定

3月9日 平成29年度 年金制度説明会

- 場所 東京グリーンパレス
- 内容 各共済組合の年金担当者を対象にした年金制度等に関する説明会

3月14日 第123回役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成30年度事業計画及び予算(案)について

3月26日 第125回運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成30年度事業計画及び予算(案)について

人事異動

連合会

各共済組合

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

宿泊

施設の紹介

警察共済組合
秋田県支部

ふきみ会館

竿燈会場まで徒歩5分

秋田市の中心部官公庁街に位置し、ビジネスや観光の拠点に最適です。
地産地消のお料理とおいしい秋田米、地酒を準備してお待ちしております。



外観



フロント、1階ロビー



客室(デラックスツイン)



客室(和室)

営業内容

- ◆ 宿泊予約受付 6か月前の1日から受付
- ◆ チェックイン 14:00 / チェックアウト 11:00
- ◆ 館内施設 レストランKEIYU
昼 11:30~13:30(土・日・祝日は休み)
夜 17:30~21:00(土・日・祝日は休み)
- ◆ 館内設備・サービス
無料駐車場30台、レストラン、宴会場、自動販売機
- ◆ 室内設備
冷蔵庫、エアコン、テレビ、トイレ、バス、湯沸しポット、金庫
- ◆ 室内備品・浴室小物
バスタオル、バスマット、フェイスタオル、浴衣、ボディークリーム、リンスインシャンプー、歯磨きセット、髭剃り、ドライヤー、衣類消臭剤、ズボンプレスナー(貸出し)

宿泊料金(組合員価格)

表記は素泊まり料金

タイプ	室数	室料(1名当たり)税込み			
		1名	2名	3名	4名
シングル(バス・トイレ付)	6	4,752円			
ツイン(バス・トイレ付)	1	5,940円	4,752円		
DXツイン(バス・トイレ付)	1	6,534円	5,940円		
和室A(バス・トイレ付)	1	5,940円	5,346円	4,752円	
和室B(バス・トイレ付)	3	5,940円	5,346円	4,752円	4,752円

※小学生 上記料金の半額 / 乳幼児 無料(布団をご利用の場合は小学生料金)
※キャンセル料 キャンセルの連絡なしの場合: 100% / 当日の場合: 80% / 前日の場合: 20%

朝食・夕食料金(要予約)税込み

朝食(和定食)	712円
夕食(和定食A(7品))	2,732円
夕食(和定食B(5品))	2,138円



朝食 和定食



夕食 和定食A(7品)

Access

ふきみ会館

〒010-0951
秋田県秋田市山王五丁目9-6

TEL 018-863-8880 FAX 018-866-6617

交通のご案内



- ◆ JR秋田駅からバスで県庁第2庁舎前下車徒歩5分
- ◆ JR秋田駅からタクシーで10分
- ◆ JR秋田駅から徒歩40分
- ◆ 秋田自動車道秋田中央ICから車で15分

んだ!んだ!秋田さけ!

||||||| そう!そう!秋田へ来てください! |||

- ◆ 米よし、酒よし、温泉よし、民謡も良く、民芸品も良い。
- ◆ 四季の祭りにもぎやかで美人の宝庫、秋田へぜひ、来てたんせ。

グルメ



きりたんぼ鍋

秋田といえば「きりたんぼ」と誰もが認める代表鍋。鶏だしの汁の中に「きりたんぼ」というお米で作った食材を入れるソウルフードです。



稲庭うどん

日本3大うどんに数えられる秋田の「稲庭うどん」は、手作りの乾麺で300年以上前から作られてきた歴史をもちます。

ご当地お土産



秋田の地酒

良質の水と米が豊富な秋田は、おいしい日本酒がたくさんあります。当館には美酒王国秋田の「清酒マイスター」の資格を持った職員がおりますので、お酒のことなら何でもお尋ねください。

観光スポット



男鹿半島

「なまはげ」で有名な男鹿半島は、北緯40度線の上に立つことができる「入道崎」、夕暮れ時はゴジラが海に向かって吠えているかのように見える「ゴジラ岩」、回転展望台から八郎潟や海岸線を一望できる「寒風山」など、見どころ盛りだくさんです。



田沢湖

永遠の美を求めて龍になったという辰子姫伝説で知られる円形のカルデラ湖。最大深度423.4mと日本一の深さです。遊覧船も就航しています。不老長寿のご利益がある「御座の石神社」、酸性の強い湖水からの腐食に耐久性を持たせるため表面を金箔漆塗仕上げにしたブロンズの「辰子姫像」が湖畔に立っています。



白神山地

青森県南西部から秋田県北西部にまたがる地帯です。人間活動の影響をほとんど受けていない源流域が集中し、ユネスコの世界自然遺産に登録されています。世界最大級といわれるブナの原生林が残っていて、本州ではここだけしか見られない珍しい植物やニホンカモシカ・ツキノワグマなどの哺乳類、絶滅危惧種であるクマゲラなど、鳥類や昆虫類の宝庫でもあります。

主な催し物



竿燈祭り

毎年8月3日～6日に秋田市で行われる「竿燈祭り」は、七夕祭りの一つとして全国的にも知られています。長さ12mもの長い竹竿に横竹を結び、46個の大提灯を吊るし、火をともして立てます。腰や肩、額や掌に乗せて巧みに操ります。250本余りの竿灯が火をともして夜空にゆらめく様は、風に揺れる稲穂のようで正に圧巻です。開催期間中は135万人が訪れ、国指定重要無形民俗文化財となっています。



角館の花見

武家屋敷の黒板塀に映える優美な姿が全国的な人気です。佐竹家2代将軍が京都の公家の娘を妻に迎えた際、輿入れの道具の中にシダレザクラの苗木が3本入っていたのが始まりとされます。現存するシダレザクラは152本。桧木内川の堤防に植樹されたソメイヨシノは約400本。2kmに及ぶサクラ並木は「花のトンネル」の名で親しまれ、武家屋敷のシダレザクラとともに毎年100万人もの観光客を集めています。



大曲の花火

通称「大曲の花火」ですが正式名称は「全国花火競技大会」で、日本三大花火大会の一つです。打ち上げ数は15,000～20,000発。毎年80万人の人出があります。



地方職員共済組合 <http://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.go.jp/>

警察共済組合 <http://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <http://www.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

表紙の写真

秋田竿燈まつり(秋田県秋田市)



竿燈全体を稲穂に、連なる提灯を米俵に見立て、額・腰・肩などに乗せ、豊作を祈るまつりです。毎年8月3日～6日に行われます。